

# IASB の会計基準設定姿勢の変化とその意味

## —原則主義アプローチの位置づけの変化—

徳 賀 芳 弘

### I はじめに

#### 1. 問題提起

近年公表された国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以後、IFRS）は内容が複雑でかつ大部なものとなっている。この事実を捉えて、「国際会計基準はもはや原則主義アプローチに基づく会計基準ではない。IASB は原則主義を放棄したのではないか」といった疑問が提起されている。そこで、IASB の会計基準設定における原則主義アプローチの位置付けに変化があったのかどうか、また変化が観察されるとすればなぜかを考察することが本稿の目的となる。

ただし、IASB が原則主義アプローチ（principles-based approach）に依拠しているかどうかの判断は、当該アプローチの意味が自明ではない場合（多義的であったり、曖昧であったりする場合）には、その多くを定義如何に依存するため、そもそも原則主義アプローチとは何かを検討する必要がある。そこで、議論の前提として、原則主義アプローチという概念の定義を明らかにすることを本稿の目的に加えることにする。

#### 2. 原則主義アプローチが提案された歴史的背景

原則主義アプローチが脚光を浴び始めたのは、2001年のエンロン事件、2002年のワールドコム事件の後、当時のIASB 議長の D. Tweedie 卿が米国

の上院・小委員会（2002年2月）において両事件に関して証言をした際に、原則主義アプローチの優位性を説いて以降であろう。彼は、米国の会計基準は細則主義アプローチ（rules-based approach）に基づいて作成されており、それ（とりわけ、bright line standards）が利益操作（earnings management）のターゲットとなっている。米国の会計基準はもっと原則主義的（principles-based）であるべきであるという趣旨のスピーチを行っている（Tweedie [2002] を参照せよ）。この Tweedie 証言の5ヶ月後に、SOX法（the Sarbanes-Oxley Act of 2002）が成立し、その第108条(d)項によって、SEC（Securities Exchange Commission）は原則主義アプローチについての検討を議会より命ぜられ、翌年に「研究報告書」（SEC [2003]）を公表している。本報告書で、SECは結論として、細則のみの会計基準も原則のみの会計基準も問題があり、「目的指向アプローチ（objectives-oriented approach）」の採用が望ましいと主張した<sup>1)</sup>。当該報告書にこたえて、FASB（Financial Accounting Standards Board）もSECのこの提案に対して支持を表明する文書（FASB [2004]）を公表している。

また、米国では、エンロン・ワールドコム事件以前から、会計基準の過負荷（accounting standards overload）が問題とされており、会計基準の単純化・少量化は喫緊の問題であった。会計基準の過負荷問題の解決策として原則主義アプローチが注目され、FASBは2002年1月に会計基準の「単純化・コード化プロジェクト（Simplification and codification project）」を立ち上げて、原則主義アプローチについて本格的な検討を開始していた。IASBもFASBと問題意識を共有せざるをえなかったであろう。

さらに、後に詳述するが、IASBの末期からIASBの初期において、IASB/IOSCO（International Organization of Securities Commissions）による包括的

1) 目的指向アプローチの原則主義アプローチとの相違点は、目的指向アプローチが細則かどうかという点に重点を置かず、会計基準の精神（目的）を重視している点である。なお、SEC [2003] は、米国の会計基準を本アプローチに近づけるための6つのステップを提示している。参照せよ。

な承認を得て、基準に対する（基準設定主体としての）正統性を獲得するためである。しかし、会計基準の弾力性の除去は、作成者の会計政策を狭めるため、作成者による反発、曳いては、IAS/IFRSのアドプションの障害となる可能性があった。そこで、原則主義アプローチが会計基準における弾力性を許容するという意味（原則のみ決まっておき、細かいところは自由にできるという意味）のレトリックとして、作成者への懐柔手段として、グローバルな受容、とりわけ、既に洗練された会計基準を有していた国での受容を促す機能を果たしたのである。

要約すれば、原則主義アプローチは、細則主義アプローチの弊害（①利益マネジメントの切っ掛けとなり、かつ②会計基準の過負荷をもたらすことになる点）を解決し、かつ③IASBにとって、「弾力性のレトリック」として機能して採用国を増やすという役割を担っていたことを確認しておく必要がある<sup>2)</sup>。

## II 先行研究のサーベイ

### 1. 研究の増加とその背景

原則主義（および／または細則主義）に関する研究は、前述の Tweedie 氏の米国上院での証言（Tweedie [2002]）および SOX 法の成立（SEC [2002]）の時期より急増し始め、その後は IFRS 実践のグローバルな広がりによってさらに増加し続けている。グーグルスカラーで検索（英語検索は“principles-based” AND “accounting standards”、日本語検索では、“原則主義” AND “会計基準”）すると、表1のような結果となる。2000年～2004年の時期に論文数が急増し<sup>3)</sup>、その後も増加し続けていることが分かる。

2) 原則主義アプローチが細則主義アプローチの2つの弊害の解決策となりうると考えられたことと、後に述べる原則主義アプローチが2種類の要素から構成されていることは符合している。

3) 英語検索で2000年～2004年の期間を年ごとに調べて見ると、2000年17件、2001年22件、2002年78件、2003年155件、2004年192件と研究成果の公表までのタイムラグを考慮すれば、やはり2002年以降に公表論文数が増え始めたとの解釈が自然であろう。また、日本語検索では、1999年以前には、原則主義という用語を使用した論文は見ら

表1. 原則主義アプローチに関する公表論文数の時系列推移

期間	英文検索	日本語検索
1990年～1994年	10件	0件
1995年～1999年	40件	0件
2000年～2004年	464件	11件
2005年～2009年	1530件	34件
2010年～2014年	2500件	105件

## 2. 先行研究の内容

表1に示したように、原則主義に関する論文は近年膨大な数となっており、かつ多岐にわたっている<sup>4)</sup>。そのすべてをここで紹介することは物理的に困難な上に、論点も拡散するため、有用でない。そこで、本稿の目的に貢献すると思われる範囲で簡潔に触れることとする。ここでは、それらの論文を、①原則主義の登場に関する経緯を論じた研究群、②原則主義アプローチと細則主義アプローチとの概念的な関係およびそれらと経済的実質との関係を論じた研究群、③その測定・比較を行った研究群、④原則主義の政治的な機能に着目した研究群、並びに⑤会計監査の視点から原則主義アプローチの意味を論じた研究群に大別している。

まず、原則主義アプローチが主張され始めた社会的・歴史的な背景については、既に概略を説明しているが、文献のみ紹介しておくことと以下の通りである。細則主義の弊害のうち、利益マネジメントに関する論点を提示しているものには、Tweedie 氏の証言 (Tweedie [2002])、FASB の原則主義アプローチに向けた「提案書」(FASB [2002b])、SEC の「研究報告書」(SEC [2003])

---

れない上、2000年～2004年の期間について年ごとに論文数を見てみると、2000年0件、2001年0件、2002年0件、2003年4件、および2004年7件と変化しており、日本ではとりわけ Tweedie 証言と SOX 法の成立が切っ掛けとなっているようである。しかも、論文数の増加のみでなく、2003年・2004年の論文の多くが、Tweedie 証言に言及していることから明らかであろう。

4) 真田 [2013a] は、原則主義に関する論文について、論文が集中的に掲載されているジャーナル (Accounting Horizon, ABACUS, Journal of Accounting and Public Policy) と SSRN の包括的な調査を行い、ジャーナル毎に取り上げている。参照せよ。

および SEC [2003] に対する FASB の回答 (FASB [2004]) などがある。学術論文としては、Alexander & Jermakowicz [2006] が TFV (true and fair view) 概念を鍵概念としてエンロン事件以降の原則主義に関する歴史的経緯を分析している。なお、日本でこの間の経緯を詳細に説明しているものとして、滝西 [2007]、真田 [2013a] がある。他方、原則主義の必要性を会計基準および開示の過負荷問題 (disclosure and standards overload problem) の解決という視点から論じた調査研究もある。FASB [2002a]・[2003] は、米国における会計基準の過度の複雑性・詳細性に対する解決策として、原則主義アプローチの採用を検討しており<sup>5)</sup>、AAA [2002] は、FASB [2002a] への支持を表明している。

次に、原則主義概念や原則主義アプローチの定義、または原則主義アプローチと細則主義アプローチとの概念上の関係を研究した論文群がある。この目的にのみ限定して論じた研究は少ないが、当該問題を取り上げている論文は枚挙に暇がないほどである (次節で述べる)。前述した、AAA [2002]、SEC [2003]、Schipper [2003]、Nelson [2003] などがある。それらの研究群とは少し違った視点から、原則主義アプローチと経済的実質との関係を論じたものとして、徳賀 [2004]、AAA [2003]、Ball [2009] などがある。徳賀 [2004] は、細則的会計基準を生み出した原因の1つは、比較可能性が過度に強調され、そのために経済的実質をいかに捉えるか (とりわけ、経済的実質が異なるものを同じように会計処理しないこと) が求められ、概念フレームワークの充実とそれに基づく「条件別統一方式」(その結果、詳細な会計基準) を米国にもたらしたことを指摘している。AAA [2003] によれば、細則主義は細則をターゲットとした会計操作をもたらすことによって、原則主義は経営者の裁量を過度に認めることによって、取引の経済的実質を把握できなくするという。Ball [2009] は、エンロン・ワールドコム事

5) FASB は、このプロジェクトの目的は、「詳細なルール、例外規定、および代替案を含むような会計基準ではなく、基本的な原則や目的を強調する会計基準を公表することの実現可能性」(FASB [2002a], p. 1) を検討することだとしている。

件の原因の1つに、会計関係者の「ルールさえ守ればよいという態度」(rule-checking mentality)をとりあげて批判し、経済的実質を捉えるという姿勢が必要であることを指摘している。

さらに、原則主義アプローチと細則主義アプローチを対概念となる要素のみで測定可能な形に定式化した上で、特定国の会計基準やIFRSについて、より原則主義的かどうか(細則主義的かどうか)を論じた経験的な研究群がある。例えば、Mergenthaler [2009]は、細則の程度を測定する指標(Rules-Based Continuum Score, RBC)を考案して、米国基準の方がIFRSよりも細則主義的であり、また細則主義的であるほど利益管理の規模が大きいことを指摘している。Mergenthaler [2009]は、概念上でも、原則主義を操作可能な要素のみで再定義することによって、AAA [2003]の問題点(原則主義はトータルでは細則主義の対概念とはならない)を克服したものとして興味深い。同様に、原則と細則の違いを会計基準の詳細さという要素に絞り、米国の作成者を対象として、リース区分の判断に関する実験研究を行ったAgoglia et al. [2011]がある。また、Mergenthaler [2010]の細則指標を用いて、細則の程度と訴訟件数との関係を調査した経験的な研究(保護(protection)仮説の支持とロードマップ仮説の棄却)として、Donelson et al. [2012]が、Mergenthaler [2009]の細則指標を参照しながら、独自の原則主義依存度(PSCORE)という指標を開発し、原則主義によって拡張される判断の余地を利用して取引の情報内容を増やすことができることを指摘した、Folsom et al. [2015]もある。

また、原則主義アプローチの政治的な機能に着目した研究群もある。会計基準設定主体の政治的・戦略的目的への貢献を指摘する、津守 [2002]、Cunningham [2007]、真田 [2013b]等の研究群である。津守 [2002]は、APB (Accounting Principles Board、会計原則審議会)の設立前後からFASBの成立前後の時期における、米国の会計基準設定の歴史を詳細に観察することによって、会計基準設定主体の設立初期において、より説得力のある概念的アプローチが採用される傾向があることを指摘している。また、Cunningham

[2007] は、原則主義の機能に関する 3 つの仮説を提示しているが、その中の「規制仮説」では、原則主義が詳細なルールを要求する様々な勢力に対する規制側の対抗手段として機能しうることを指摘している。他方、真田 [2013b] は、原則主義は米国基準に対する IFRS の優位性を主張するためのレトリックであるとの主張を行っている。また、Bhimani [2008] は、経済危機と IASB の原則主義アプローチとの関係を調査し、IASB や IASB に対して比較的距離をおいていた米国が経済危機を切っ掛けとして国際的に制度的・政治的正統性をもった基準設定主体の必要性を強く意識するようになったことを指摘している。

最後に、会計監査の視点から原則主義アプローチの是非を論じた研究群を取り上げる。原則主義アプローチは、詳細なガイドライン等を用意せず、経営者や監査人の判断を重視するものであるが、当該判断の余地がもたらす問題を指摘したものに、Knapp [1987], Magee & Tseng [1990], Gibbins et al. [2001], Trompeter [1994] 等がある。Knapp [1987] は、会計基準が細則主義的である方が、会計監査人と作成者の意見が対立した際に会計監査人が監査委員会の支持を得やすいことを、Magee & Tseng [1990] は、細則の方がオピニオンショッピングのリスクが低いことを指摘している。また、Trompeter [1994] は、原則主義的な会計基準の方が、会計監査人と作成者との意見の対立をもたらすことを、Gibbins et al. [2001] は、そのような場合に、会計監査人の作成者の圧力への抵抗が困難となる（言いなりにならざるを得ない）ことを指摘している。他方、作成者や会計監査人が細則がないことによる「やりにくさ」や「判断」の責任（訴訟も含めて）を回避するために、相対的に原則主義的な IFRS に準拠しながらも「実質細則化」を図っているという指摘がある。猪熊 [2014] は、①他の会計基準（特に米国基準）を援用する、② IFRS 準拠の連結財務諸表を作成する際に各国独自の作成基準を援用する、③監査法人内および監査法人間で解釈・適用指針を決める、といった「実質細則化」について、それぞれの実践に関するエビデンスを示している。

### Ⅲ 概念の明確化

#### 1. 原則主義アプローチ

前述したように、IFRSは原則主義アプローチを採用しているとか、米国基準は細則主義的であるといった指摘が正しいかどうかは、その多くを原則主義や細則主義の概念の定義に依存している。そこで、原則主義アプローチという概念の構成要素（内包）について、複数の論者の定義を再構成する形で整理しておきたい。

SEC [2003], Schipper [2003], Nelson [2003], 井尻 [2003], Tweedie [2007] 等における原則主義アプローチ概念の内包を包括的に整理すると、以下のようになる。

- ①数値基準 (bright line standards) が少ない。
- ②特定条件による適用除外 (scope exceptions) や業界慣習的な例外 (legacy exceptions) が少ない。
- ③解釈指針や適用ガイダンス等が少ない。
- ④大部（詳細）ではない。
- ⑤原則が明確である。
- ⑥概念フレームワークに準拠している。

①～⑥以外に、会計基準の「複雑性」にも言及されることがあるが、①から④についての状況が複雑性の程度を左右しているので、別の要素として取り上げなかった。また、会計基準の首尾一貫性や整合性が条件とされることもあるが、概念フレームワークが論理整合的に構築されており（実際には必ずしもそうではないが）、整合的に適用可能であれば⑥の条件に吸収されるはずであるので、これも独立の条件とはしなかった。さらに、作成者・会計監査人の判断の余地が大きいという Tweedie [2007] による条件は、原則主義アプローチ採用の帰結を示したものであり、原則主義アプローチの成立要件としてアприオリに措定されるものではないため、ここでは取り上げていない。



以下においては、この①～⑥の条件を原則主義アプローチの要素（内包）として論を進めることにしたい。

## 2. 原則主義アプローチの2つの対概念

細則主義アプローチの条件<sup>6)</sup>（数値基準が多く、様々な例外が多数あり、解釈指針やガイドラインが多い、基準の文書が大部（詳細）である）との対置によって、細則主義アプローチと対置される原則主義アプローチの要素は①～④であり、⑤⑥はそうでないことが明らかとなる。なぜならば、原則が明確でないならば、あるいは概念フレームワークに準拠していないならば必ず細則となるとは言えない（明確な原則の下に細則を設定することはありうるし、概念フレームワークに準拠して細則を設定することもありうる）からである。米国は、コモン・ローの伝統に根ざした、原則主義アプローチを採用しているという Ball [2009] の主張（p. 301）は、この⑤⑥の条件を原則主義のメルクマールと考えたからである。また、米国の会計基準は原則・細則主義アプローチによって設定されているとの Schipper [2003]、Nelson [2003]、井尻 [2003] 等の主張は、概念フレームワークに準拠していても（一部原則主義的であっても）、①～④の条件を満たさない（細則主義的でありうる）ことが、論理的にも実際上でも<sup>7)</sup>ありうること（原則主義アプローチには異質の要素が含まれていること）を示している。

また、①～④は、いずれも特定の要素に関する相対的な大きさを扱っており、測定可能な形で定式化が可能（操作可能）である。言い換えれば、①～④を条件とする限り、会計基準設定へのアプローチは、原則主義か細則主義かという二者択一ではなく、AAA [2002]・[2003] が指摘しているように、「程度の問題」として措定できる<sup>8)</sup>。他方、⑤と⑥についても、原則が「より

6) SEC [2003] の II, B, i, Examples of Rules-Based Standards を参照せよ。

7) Bennet et al. [2006] は、具体的な会計基準をケースとして、そのことを示している。

8) AAA [2002]・[2003] が、原則・細則論争を「程度」の問題として捉えていることは、①～④の要素に関しては正しいであろう。しかし、AAA は、原則主義アプローチを「概念に基づくアプローチ」(concepts-based approach) と言い換えて、過去の会計基

明確」か、概念フレームワークに「より準拠している」かについて「程度」の議論ができなくはないが、以下に詳述するように、⑤⑥は、会計基準設定主体の姿勢に関する基本的な対立（二者択一）点であるため、「程度」の問題に還元すべきではない（また、測定可能な形にすることも容易ではない）。

では、原則主義アプローチの⑤⑥の要素群に対置されるものは、いかなるアプローチであろうか。明確な原則に基づいて会計基準が演繹的整合性を維持していることや、会計基準が概念フレームワークに準拠していることは、いずれも広い意味での概念的アプローチ（conceptual approach）として表現可能である。そこで、概念的アプローチに対置される会計基準設定へのアプローチを取り上げてみたい。

基準が設定されて、その結果としてア・ポステリに利害調整がなされるのではなく、会計基準毎にその経済的帰結を予測した上で（事後的に経済的帰結を調査して会計基準の内容を変更することも同様）、政治的なプロセスによる利害調整を通して会計基準の内容が決まる、「ケースバイケース・アプローチ」（case-by-case approach、以後 CC アプローチ）が、歴史的にみて概念的アプローチに対立するアプローチとして取り上げられてきた。基礎概念からの演繹的整合性を重視する概念的なアプローチと CC アプローチとは、両概念の内包が対立的ではないとしても、両立し得ない（排他的である）のは確かである。基礎概念や原則が利害調整の過程から抽出されたり、利害調整の結果が演繹的整合性を持ったものとなる可能性は低く、逆に基礎概念や原則から演繹的整合性をもって引き出される会計基準が最適の利害調整機能を果たすとも言えない<sup>9)</sup> からである。

---

準は、極端な原則主義（経済学ベースの一般的な定義）と極端な細則主義（明確で厳格な基準、unequivocally rigid standards）との間の連続体（continuum）のどこかに位置づけることができると述べている。これまでの議論で明らかのように、AAA [2002]・[2003] は、ねじれた2つの要素を対置させていると言わざるを得ない。AAA が連続体の両端としている要素は異質であり、経済学的な定義への依存の「程度」と詳細で厳密である「程度」とは独立しているからである。

9) ただし、現実の会計基準設定の過程では、まったく整合性を無視して利害調整を行うことも、利害調整を無視して整合性のみを追求することもできないので、折衷的なア

以上を要約すれば、①～⑥は、いずれも原則主義アプローチの内包ではあるが、原則主義アプローチは、細則主義アプローチの対概念となる部分（連続的關係 [程度的關係]）と CC アプローチの対概念となる部分（排他的な關係）の 2 種類の異質な要素群から構成されているのである。

## IV 原則主義アプローチの位置づけの変化

### 1. IAS/IFRS の量的な変化

IASB の近年の IFRS は大部で複雑なものとなっている。旧 IAS/IFRS と新 IFRS を比較してみると、その変化は明らかである。とりわけ、表 2 に示しているように、2006年に始まった、FASB とのジョイント・プロジェクトで扱った重要な案件（長期プロジェクトに限定）の会計基準の分量がとりわけ大きくなっている。独立した会計基準のみを取り上げると、日本語ベースで、企業結合（48頁→182頁）、連結財務諸表（47頁→134頁）、退職後給付（108頁→121頁）、収益認識（63頁→252頁）、および金融商品〔認識・測定・表示・開示〕（308頁→680頁）と、退職後給付を除いて 2 倍以上になっている。

前述したように、原則主義アプローチは、量・詳細さ・複雑さに関する要素と原則の明確さや概念フレームワークへの準拠に関する要素の 2 側面を有している。上記の議論から少なくとも前者の要素に関して、明らかに IASB は後退していることが分かる。

### 2. 概念フレームワークの格下げ

後者の要素（前述の⑤と⑥）に関する IASB の姿勢が変化しているがどうかをみてみたい。IASB の教育担当のディレクターである、M. Wells 氏は、原則主義アプローチに関する説明の中で、次のように述べている。理想的な原則主義アプローチの下では、会計基準が基礎概念と複数の原則からのみ構成されており、解釈や指針はこの原則を有効にするための最小限のもののみ

---

アプローチは存在しうる。

表 2. IAS/IFRS の新旧比較 (FASB とのジョイント・プロジェクト)

	旧 IAS/IFRS とその頁数	新 IFRS とその頁数
1. 企業結合	IAS 22 (IASB [2001]) 48頁	IFRS 3 (IASB [2008]) 182頁
2. 認識の中止	独立の会計基準なし	独立の IFRS を公表せず
3. 連結財務諸表	IAS 27 (IASB [2003]) 47頁	IFRS 10 (IASB [2014]) 134頁
4. 公正価値測定	独立の会計基準なし	IFRS 13 (IASB [2011]) 119頁
5. 退職後給付	IAS 19 (IASB [2000]) 108頁	IAS 19 (IASB [2013]) 121頁
6. 表示 (OCI)	独立の会計基準なし	概念フレームワーク
7. 資本の性質を有する金融商品	独立の会計基準なし	重要度を格下げして継続審議
8. 投資主体	独立の会計基準なし	独立の IFRS を公表せず
9. リース	IAS 17 (IASB [2003]) 25頁	未完了 ED (IASB [2010]) 59頁
10. 収益認識	IAS 11 (IASB [2001a]) 53頁 IAS 18 (IASB [2001b]) 10頁	IFRS 15 (IASB [2014b]) 252頁
11. 金融商品 (開示) 金融商品 (表示) 金融商品 (認識・測定)	IAS 32 (IASB [2003]) 30頁 IAS 39 (IASB [2003]) 278頁	IFRS 7 (IASB [2011a]) 128頁 IAS 32 (IASB [2011b]) 37頁 IFRS 9 (IASB [2014a]) 515頁
12. 保険契約	IFRS 4 (IASB [2004]) 121頁	未完了 ED (IASB [2013]) 237頁

許される (Wells [2011])。また、そのためには、会計基準は概念フレームワークに準拠している必要があるが、現状として、概念フレームワークに準拠した IFRS と準拠していない IFRS が存在することは許容される (Wells [2011])。さらに、Wells [2011] は、原則主義アプローチに必要な不可欠の条件は、概念フレームワークに依拠していることであり、概念フレームワークに依拠していない会計基準は、原則主義的とは言えないと述べている。原則主義アプローチというタイトルでありながら、原則への言及は、上記の理想的状態に関するところのみであり、他の部分では概念フレームワークに基づくアプローチ (上記の条件⑥) の説明に終始していること、および前述の①～④の条件 (細則主義に対応する部分) にほとんど触れていないことから、ここでは原則主義アプローチは概念フレームワーク準拠アプローチに置き換えられていると考えてよいであろう。つまり、原則主義アプローチの要素のうちの①～⑤の実質的な形骸化がなされている。

また、その背後で、概念フレームワークの会計基準設定における位置づけについても変化が進んでいた。少し掘り下げてみたい。IASC は1987年の IOSCO の包括性と比較可能性の上昇という条件付きの支持が表明されて以降、弾力性の高さによる多数国の支持獲得から、弾力性の除去（による形式上の比較可能性の高さ）による IOSCO の支持獲得（利用者の支持と正統性の獲得）へと戦略を変更し<sup>10)</sup>、IASから弾力性を大幅に除去する作業を開始した（1989年の E32 (IASC [1989a])、1990年の「趣旨書」(IASC [1990]) の公表)。また、この弾力性の除去の判断の「決め手」として「フレームワーク」(IASC [1989b]) が公表された。つまり、この概念フレームワークは、当時、IASC が IOSCO から支持され、基準設定主体として国際的正統性を獲得するために極めて重要な手段として位置づけられていた。同様に、組織変更によって2001年に発足した IASB は、IOSCO の包括的な承認を得るために、設立当初から概念的アプローチを前面に押し出して、会計基準の弾力性の除去に取り組んだ。しかし、比較可能性の改善は利用者からは歓迎されたであろうが、弾力性の除去に対する作成者からの反発もあり、IAS/IFRS のグローバルな受け入れは2005年の EU による強制適用以降まで待つ必要があった。

その後、IAS/IFRS のフル・アドプション国の数は飛躍的に増加する<sup>11)</sup>。また、2009年の金融危機とそれに伴う時期において、概念フレームワークの改訂が進められ、その内容がより基準設定主体のためのものへと作り込まれる<sup>12)</sup> と共に、会計基準設定における概念フレームワークの位置づけの変更が行われている。個々の IAS/IFRS と概念フレームワークとの間に齟齬が発生した場合における、IAS/IFRS の概念フレームワークへの優越性と相互改訂（個々の会計基準を変更するだけでなく、概念フレームワークを頻繁に変

10) 同年（1987年）、IASC は、比較可能性のプロジェクトを立ち上げている。

11) 上場企業への強制適用を行った国の数は、2005年 65、2006年 68、2007年 74、2008年 76、2009年 85、2010年 84、2011年 84、2012年 85と変化している。

12) 概念フレームワークの DP (IASB [2013]) は次のように述べている。「改訂版・概念フレームワークの主要な目的は、IASB が IFRS を新設・改廃する時に首尾一貫して用いる概念を明確にすることによって、IASB 自身に資することである」(p. 6)

更する場合もあることを検討) という、概念フレームワークの実質上の格下げがなされたのである。基準の内容の優先性に関しては、IASB [2010]・[2013] は、「概念フレームワーク」は、会計基準の新設改廃に重要な影響を与えることになるが、既存の基準や解釈書に優越されはしない (does not override) (いずれも p.5) と、また、IASB [2015] は、「概念フレームワーク」と IAS/IFRS との間に不整合が存在していても、それだけを理由に、基準の改定を要求したりしない (p.8) ことを明記している。相互改訂については、公式見解ではないが、概念フレームワークの DP に関する議論の中で、以下のような主張がなされている。複数の論者が、概念フレームワークは「随時更新される文書」(living document) と考えるべきであり、変化の必要性が確認される都度更新されるべきであると示唆している (IASB [2014], p.6)。また、財務報告審議会 (Financial Reporting Council, FRC) の2015年9月10日の会議において、IASB の副議長 Ian Mackintosh 氏は、「概念フレームワーク」は「随時更新される文書」となり、継続的に改訂される (FRC [2015], p.3) と述べている。さらに、IASB の公表物の中でも、今後、負債と資本の区分に関する様々なアプローチを検討するので、「概念フレームワーク」における負債や持分の定義を変更する可能性がある (IASB [2015b], BC 4.101) ことを明記している。2006年以降に資本利益計算に大きな影響を与える可能性のある IFRS (前述の表1を参照せよ) の新設・改廃が頻繁に行われたためという特殊な状況の中での議論とはいえ、IASB は、概念フレームワークの格下げを行っている。このことは、会計基準ごとに利害調整を考えて基準の内容が決定され、概念フレームワークは後付けで (時には改訂されて) その正当化を行う可能性をも示唆しており、少なくとも一時的には CC アプローチへの部分的な回帰がなされているとあってよい。

### 3. 原則主義アプローチ後退の理由

Tweedie [2002]・[2007] における原則主義の扱い方と比較した場合の大きな変化 (原則主義の基準設定における地位の後退) に関して、複数の共存

可能な説明（仮説）が成立しうる。

まず、会計基準設定主体が概念的アプローチを強調する状況に関する一般的な説明としては、以下のようなものが妥当するであろう。

会計基準設定主体の変更の時期（政治的な基盤が脆弱な時期）、および大きな会計不正事件の後や経済危機の時期においては、当該不正事件の直接的な原因が会計基準になくとも、経済社会の批判が規制主体・会計基準設定主体や会計基準の内容に向けられがちであり、そのような資本市場や会計システムへの信頼性が低下している時期においては、経済社会に対してより説得力のある、概念的なアプローチが採用され、基準設定主体の基盤が堅牢なものとなり、批判が沈静化すれば、作成者にとってより都合のよいケースバイケースアプローチへ回帰するという仮説（「設定主体防衛仮説」）である<sup>13)</sup>。津守 [2001] の私的統制を維持するために、概念的アプローチが用いられたとする説（「私的統制維持説」）や Cunningham [2007] の「規制仮説」がこ

- 13) 米国の会計基準設定の歴史をみると、会計不正等が社会問題となり、規制主体や会計基準設定主体に対する経済社会の批判が高まった時期および会計基準設定主体の基盤が脆弱で不安定な時期においては、設定した会計基準を擁護しやすい「概念的アプローチ」の必要性が強調され、社会的批判の沈静化や基準設定主体の基盤の安定化がなされると、「概念的アプローチ」からの後退が見られる。津守 [2002] では、規制主体に対する批判として一纏めにするのではなく、私的統制（私的セクターによる会計基準設定）に対する社会的な批判が極度に強まり、「公的統制」を要求する声が高まるにつれて、（私的セクターの）会計基準設定主体は、自らの会計基準の説得力を増すために、概念的アプローチを採用するという（津守 [2002]、292頁）。Cunningham [2007] の規制仮説も概念フレームワークを会計基準設定主体の自己防衛の手段として位置づけている。

会計原則審議会（Accounting Principles Board）も設立当初は「概念的アプローチ」を指向していたが、次第に「CCアプローチ」へと変化し、投資税額控除の会計基準の弾力性の高さに対する議会の批判を直接的な原因として破綻している（Chatfield [1974]（津田訳 [1978]）を参照せよ）。そのため、FASBは、設立時点から「概念的アプローチ」を指向し、「概念フレームワーク」を「会計の憲法」（FASB [1976]）と位置づけた上で、その開発に力を注いだ。

また、米国においては、エンロン・ワールドコム事件の直後に原則主義アプローチへの強い支持がみられ、その後、規制主体および会計基準設定主体への批判の沈静と共に、原則主義アプローチ採用への提言（とりわけ、上記の①～④に関する言及）は影を潜めている。ただし、FASBは、概念フレームワークに関して、「憲法」という言葉は使わなくなりその相対的な位置づけを下げているとはいえ、準拠への拘りは現在でも強い。自己防衛の手段としての認識が継続しているからであろう。

れに該当する。本説明は、IASB も設立当初とエンロン・ワールドコム事件後の数年（2001年から2004年）、および世界金融危機後の数年（2009年～2011年）に、より原則主義的なアプローチ（概念フレームワークの重視を含む）が採用され、逆に2006年～2008年および2012年～現在において、より細則主義的なアプローチかつ CC アプローチが採用される傾向があることと符合している。

次に、IASB の積極的な戦略の展開との関係における、「設定主体防衛仮説」と共存可能な次のような説明も可能である。

IASB の初期において、原則主義は「弾力性のレトリック」として機能し、多くの国、とりわけ、既に洗練された会計基準を有していた国が IFRS を採用することに貢献したが<sup>14)</sup>、その役割をほぼ達成したので、少なくとも理想的な形での原則主義は IASB の会計基準設定において現在ではむしろ邪魔な存在となっているという仮説（「役割完了仮説」）である。IASB は細則を求める作成者や会計監査人から絶えず圧力を受けているので、会計基準設定主体の原則主義を貫くという強い信念と動機が失われれば、当然細則主義的な方向に流れることになる。そのような状況においては原則主義アプローチが「建前」と化し、前述の①～④の条件がなし崩し的に失われつつあることも説明できる。さらに、当該仮説を補強するのは、次のような説明であろう。IASB は、IFRS の採用国の数で十分な成果を上げ<sup>15)</sup>、目標を国の数から米国・日本・中国といった大きな資本市場を有する国の取り込みへと変更したという仮説（ターゲット変更仮説）である。ターゲットの中でも、米国の取り込みは、おそらく日本のアドプションにも繋がるであろうから重要である。2006年に始まった、IASB と FASB とのジョイント・プロジェクトはまさに

14) Carmona and Trombetta [2008] は、会計基準に対する原則主義アプローチと内的弾力性 (inner flexibility) が、多様な会計の伝統の制度的条件を持つ国々における IAS/IFRS の適用を可能としたと述べている。また、Chua and Taylor [2008] も、IFRS のグローバルな需要の主要な理由は経済的な要因としながらも、(アクター・ネットワーク理論に基づいて) IFRS はローカルによるカスタム化と翻訳を可能とする [弾力性の高い] 原則主義によって普及したと主張している。

15) 注13)を参照せよ。



その好例であり<sup>16)</sup>、IFRS は米国の影響を受けて（FASB への譲歩によって）、細則主義的になってきたという理解である。

## V おわりに

本稿の主要な目的は、IASB の原則主義アプローチに対する姿勢の変化を観察することであり、そのためには、その前提作業として原則主義アプローチの概念を分析する必要がある。

まず、原則主義アプローチを要素に分解してみると、6つの要素があり、①～④と⑤⑥とに区別して議論する必要があることが明らかとなった。

①～④に関しては、それぞれ個別の検討が可能であるが、さしあたりその代表的な指標となりうる会計基準の量に焦点を絞れば、IASB は明らかに会計基準の量を増やしていることが分かる。とりわけ、FASB とのジョイント・プロジェクトに関して、会計基準の詳細さが増しており、页数は倍増している。また、近年、IASB による①～④への言及がほとんど見られないことから、原則主義アプローチにおける①～④の条件は後退したと判断できよう。

⑤⑥に関しては、IASB の会計基準設定における概念フレームワークの位置づけから判断可能であるが、IASB は概念フレームワークの二段階の格下げを行っている。まず、IASB は、個々の IAS/IFRS と概念フレームワークとの齟齬がある場合に、IAS/IFRS が優先され、齟齬は短期的に解消される必要がないことを述べている。次に、両者の改訂が相互的であること（概念フレームワークも頻繁に変更されうること）を明確化しており、設立当初の概念フレームワーク重視から大きく後退している。この二段階の格下げは、会計基準設定における CC アプローチへの部分的な回帰といっても過言では

16) このジョイント・プロジェクトの結論と概念フレームワークとの乖離に関しては、技術的な必然性もみることができる。当該プロジェクトにおいては、基準ごとの利害調整プロセスを通して、資本利益計算に大きな影響を与える可能性のある IFRS（前述の表1を参照せよ）の新設・改廃が頻繁に行われたため、概念フレームワークとは整合しない会計基準を設定せざるを得ない場合もあり、概念フレームワークの二段階の格下げ（個々の基準の優越性と相互改訂）が必要とされたという説明も可能であろう。

ない。

次に、原則主義アプローチが取り上げられた理由は、細則主義アプローチの弊害として取り上げられた、①利益マネジメントの切っ掛けとなることと、②会計基準の過負荷をもたらすこと、の解決、および③IAS/IFRSのアドプション国を増やすことであった。上述したような原則主義アプローチの後退に関しては、IASBが設立後10数年を経過して組織の安定がなされており、2009年の金融危機における設定主体への批判も沈静している状況において、概念的アプローチを強調する必要性が薄れたこと、また、IAS/IFRSのグローバルなアドプションが進んだことによって、原則主義の「弾力性のレトリック」としての役割も必要でなくなり、細則を要求する米国への譲歩と細則を要求する作成者・監査人の圧力に応じたことが理由と判断されるのである。

本研究の貢献は、①原則主義と細則主義に関する一見矛盾したように見える議論を紐解いて、原則主義の概念が2つの異なる内包群から構成されるとの整理を行った点、②その整理に基づいて、IASBの会計基準設定への姿勢が変化していることを浮き彫りにしたこと、さらに、③その変化の理由について複数の共存可能な仮説を提示したことである。ただし、③は、あくまで仮説的な説明であり、今後、理論的・経験的な証拠を積み上げていく必要があるであろう。

(筆者は京都大学経営管理大学院教授)

#### [主要参考文献]

- Agoglia, C. P., T. S. Douppnik and G. T. Tsakumis [2011], "Principles-Based versus Rules-Based Accounting Standards: The Influence of Standard Precision and Audit Committee Strength on Financial Reporting Decisions," *The Accounting Review*, Vol. 86, No. 3, pp. 747-767.
- Alexander, D. and E. Jermakowicz [2006], "A True and Fair View of the Principles/Rules Debate," *ABACUS*, Vol. 42, No. 2, pp. 132-164.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA) [2002] American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee Response to FASB Invitation to Comment on the FASB Proposal for a New Agenda Project on Issues Related to the Recognition of Revenues and Liabilities.

- AAA [2003] “Evaluating Concepts-Based vs. Rules-Based Approaches to Standard Setting,” *Accounting Horizons*, 17 (1), pp. 73-89.
- AAA [2010] “A Research-Based Perspective on the SEC’s Proposed Rule -Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) by U. S. Issuers,” *Accounting Horizons*, 24(1), pp. 139-147.
- Ball, R. [2009] “Market and Political/Regulatory Perspectives on the Recent Accounting Scandals,” *Journal of Accounting Research*, 47 (2), pp. 277-323.
- Bennett, B., M. Bradbury, and H. Prangnell [2006] “Rules, Principles and Judgment in Accounting Standards” *ABACUS*, 42 (2), pp. 189-294.
- Benston, G. J., M. Bromwich and A. Wagenhofer [2006] “Principles-Versus Rules-Based Accounting Standards: The FASB’s Standard Setting Strategy,” *ABACUS*, 42(2), pp. 165-188.
- Bhimani, A. [2008] The Role of a Crisis in reshaping the Role of Accounting, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 27, No. 6, pp. 444-454.
- Carmona, S. and M. Trombetta [2008], “On the Global Acceptance of IAS/IFRS Accounting Standards: The Logic and Implications of the Principles-Based System,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 27, No. 6, pp. 455-461.
- Chatfield [1974] *A History of Accounting Thought*, The Dryden Press. (津田正晃訳 [1978] 『会計思想史』、文真堂)
- Chua, W. F. and S. L. Taylor [2008], “The Rise and Rise of IFRS: An Examination of IFRS Diffusion,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 27, No. 6, pp. 462-473.
- Cunningham, L. A. [2007] “A prescription to Retire the Rhetoric of ‘Principles-Based Systems’ in Corporate Law, Securities Regulation and Accounting,” *Vanderbilt Law Review*, Vol. 60, No. 5, pp. 1411-1494.
- Donelson, D. C., J. McInnis and R. D. Mergenthaler [2012], “Rules-Based Accounting Standards and Litigation,” *The Accounting Review*, Vol. 87, No. 4, pp. 1247-1279.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1976] *FASB Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Connecticut: FASB. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社)
- FASB [2002a], *The FASB Report: the FASB Addresses Standards Overload through New Projects*, *Financial Accounting Series* No. 229, February 28.
- FASB [2002b] *Proposal: Principles-based Approach to U. S. Standard Setting*, File Reference No. 1125-001, October 21.
- FASB [2003] *Projects Updates, Simplification and Codification*, FASB.
- FASB [2004] *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*.
- Financial Reporting Council [2015] *Minutes of a meeting of the Accounting Council*, FRC.

- Folsom, D., P. Hribar, R. Mergenthaler, and K. Peterson [2015], "Principles-Based Standards and Earnings Attributes," (July 17, 2015). Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=2046190>
- Gibbins, M., S. Salterio, and A. Webb [2001] "Evidence about Auditor-Client Management Negotiation Concerning Client's Financial Reporting," *Journal of Accounting Research*, Vol. 39, Issue 3, pp. 535-563.
- 井尻雄士 [2003] 「米国会計基準とその環境：変遷75年の二元論的考察」『季刊 会計基準』第3号, 9-29頁。
- 猪熊浩子 [2014] 『グローバリゼーションと会計・監査』、同文館出版。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2010] *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASB [2013] *Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASB [2014] *Staff Paper, IASB Meeting (March), Conceptual Framework, Feedback Summary: general overview*, IASB.
- IASB [2015a] *Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASB [2015b] *Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting, Basis for Conclusions*, IASB.
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1989a] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
- IASC [1989b] *E 32, Comparability of Financial Statements proposed amendments to International Accounting Standards 2, 5, 8, 9, 11, 16, 17, 18, 19, 21, 22, 23 and 25*, IASC. (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1989] 『公開草案第32号：財務諸表の比較可能性』)。
- IASC [1990] *Statement of Intent, IASC*. (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1990] 『趣旨書：財務諸表の比較可能性』『JICPA ジャーナル』No. 423, pp. 105-111)
- Knapp, M. C. [1987], "An Empirical Study of Audit Committee Support for Auditor Involved in Technical Disputes with Client Management," *The Accounting Review*, Vol. 62, No. 3, pp. 578-588.
- 古賀智敏・興三野禎倫・嶋津邦洋 [2010] 「『原則主義』対『細則主義』と監査人の判断形成」『國民經濟雜誌』第201巻第4号, 1-16頁。
- Kothari, S. P., K. Ramanna, and D. J. Skinner [2010] "Implication for GAAP from an Analysis of Positive Research in Accounting," *Journal of Accounting and Economics*, 50 (2-3), pp. 246-286.
- Magee, R. P. and M. Tseng [1990], "Audit Pricing and Independence," *The Accounting Review*, Vol. 65, No. 2, pp. 315-336.
- Mergenthaler, R. D. [2010], "Principles-Based versus Rules-Based Standards and Earnings Management," Working Paper, The University of Iowa.
- Nelson, M. W. "Behavioral Evidence on the Effects of Principles- and Rules-Based Standards,"

- Accounting Horizon*, Vol. 17, No. 1, pp. 91-104.
- 真田正次 [2013a] 「会計基準における原則主義アプローチの経済的影響 —実証研究の成果—」『経営研究』第64巻第1号、15-37頁。
- 真田正次 [2013b] 「グローバル会計基準の正統性と言説としての原則主義」『会計プロGRESS』No. 14、14-25頁。
- Schipper, K. [2003] “Principles-Based Accounting Standards,” *Accounting Horizons*, 17 (1), pp. 61-72.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2003] *Study Report: Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*.
- 滝西敦子 [2007] 「米国における『原則に基づくアプローチ』の展開 —会計基準設定におけるアプローチの変化」『経済論叢』179巻4号、pp. 52-72。
- 徳賀芳弘 [2004] 「会計基準設定における姿勢の変化 —エンロン事件のもたらす副産物—」山地秀俊編『アメリカ不正会計とその分析』神戸大学経済経営研究所、1-22頁。
- Trompeter, G. [1994] The Effect of Partner Compensation Schemes and Generally Accepted Accounting Principles on Audit Partner Judgement, *Auditing*, Vol. 13, No. 2, 56-71.
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』、森山書店。
- Tweedie, D. [2002] Statement of Sir David Tweedie Chairman, International Accounting Standards Board before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate. Washington, D. C., February 14, 2002.
- Tweedie, D. [2007], “Can Global Standards Be Principle Based?,” *The journal of Applied Research in Accounting and Finance*, Vol. 2, Issue. 1, pp. 3-8.
- Webster, E. and D. B. Thornton [2005] “Earnings Quality under Rules-vs. Principles-based Accounting Standards: A Test of the Skinner Hypothesis,” *Canadian Accounting Perspectives*, 4 (2), pp. 167-192.
- Wells, M. [2011], “Framework-based Teaching of Principle-based Standards,” London: IFRS Foundation.